

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 電子メールを送信する行為の規制

拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に含め、規制の対象とすること。 (第二条関係)

第二 警告に係る通知並びに禁止命令等に係る申出及び通知

一 警告に係る通知

- 1 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を当該警告を求める旨の申出をした者に通知しなければならないこと。
- 2 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該警告を求める旨の申出をした者に書面により通知しなければならないこと。

(第四条関係)

二 禁止命令等に係る申出及び通知

- 1 警告を求める旨の申出をした者の申出によっても、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は禁止命令等を行うことができること。
- 2 公安委員会は、1の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならないこと。
- 3 公安委員会は、1の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならないこと。

（第五条関係）

第三 国及び地方公共団体の支援等

- 1 国及び地方公共団体がストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に努めなければならないことを明記すること。
- 2 国及び地方公共団体は、第八条第一項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(第八条関係)

第四 禁止命令等をすることができる公安委員会等の拡大

- 1 禁止命令等に係る事案に関する警告を求める旨の申出をした者の居所若しくは当該禁止命令等に係るつきまとい等をして不安を覚えさせる行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所。2において同じ。）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会においても、禁止命令等を行うことができるようにすること。
- 2 警告を求める旨の申出をした者の居所若しくは当該申出に係るつきまとい等をして不安を覚えさせる行為をした者の住所の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等においても、警告及び仮の命令を行うことができるようにすること。

(第十条関係)

第五 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。ただし、第一及び三は、公

布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

(改正法附則第一条関係)

二 通知に関する経過措置

第二の一は、この法律の施行後に警告を求める旨の申出を受けた場合における当該警告について適用すること。

(改正法附則第二条関係)

三 条例との関係

1 地方公共団体の条例の規定で、この法律による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第一の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 1により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例によること。

(改正法附則第三条関係)

四 検討

1 ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなか

ったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、1の行為の実情等を把握することができる立場にあることを踏まえ、1の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、1の検討に当たって適切な役割を果たすものとする。

(改正法附則第五条関係)

五 その他所要の規定の整備を行うこと。